

周南市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について

周南市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年1月30日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

周南市固定資産評価審査委員会条例（平成15年周南市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参 考)

周南市固定資産評価審査委員会条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(書面審理)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条第1項</u>の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>(書面審理)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項</u>の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。</p> <p>3～5 (略)</p>